

令和元年 第12回栗原市農業委員会総会議事録

令和元年12月25日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和元年第12回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 5号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 6号 非農地証明願について

1 出席委員 (22名)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 三浦正勝委員、 | 2番 大黒昭夫委員、 |
| 3番 阿部一信委員、 | 4番 吉田優俊委員、 |
| 5番 岩淵敬一委員、 | 6番 佐竹きみ子委員、 |
| 7番 狩野善典委員、 | 8番 大場裕之委員、 |
| 9番 曾根金雄委員、 | 10番 千葉優子委員、 |
| 11番 鈴木春江委員、 | 12番 尾形陽一郎委員、 |
| 13番 及川正一委員、 | 14番 多田仁一委員、 |
| 15番 佐々木吉司委員、 | |
| 17番 岩淵弘委員、 | 18番 佐々木弘委員、 |
| 19番 佐藤勝委員、 | 20番 狩野和義委員、 |
| 21番 秋山憲義委員、 | 22番 米山嘉彦委員、 |
| | 24番 鈴木康則 会長 |

2 欠席委員 (2名)

- | | |
|-------------|------------------|
| 16番 菅原英俊委員、 | 23番 黒澤光啓 会長職務代理者 |
|-------------|------------------|

3 議事に参与した者

事務局長補佐		阿 部	泰 憲
農地農政係 主幹兼係長	藤		広 実
農地農政係 主 査	千 葉		美 香
農地農政係 主 事	千 葉		和 哉
農地農政係 主 事	菅 原		佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦勞様です。」ご着席願います。
ただいまから、令和元年 第12回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

議長

ただいまの出席委員は、22名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。
議席番号16番 菅原 英俊 委員、議席番号23番 黒澤 光啓 会長職務代理者から、所要のため欠席の通告があります。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
なお、議案説明等のため、事務局長補佐ほか関係職員を出席させております。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、議席番号18番 佐々木 弘 委員、
議席番号19番 佐藤 勝 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

— [異議なし] —

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。

事務局長補佐から報告いたします。

事務局長補佐

議案資料に基づき、11月27日から12月25日までに実施した事務・事業等の報告並びに令和2年1月6日から2月10日までに予定している事務・事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告します。

最初に、第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 1, 688㎡、現在、何も作付けされていない転作田が排水不良となっていることから、盛土による排水条件の改善を図り、完了後は、転作田として野菜を作付する旨の1案件を説明。

議長

次に、去る12月19日、議席番号8番 大場 裕之 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々木 耕太郎 委員及び 大澤 洋介 委員が現地確認調査を行っておりますので、

その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届の番号1番について、去る12月19日に現地確認を行ってきました。

申請地の周辺は、申請人の所有農地であり、また、申請地は湿田状態となっております。このことから、盛土により排水条件の改善は、農地の有効利用から考えましても、特に問題はないものと確認してまいりましたので、報告いたします。

議長

次に、第2区の番号2番から5番までの4案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の田9筆 10,472㎡、現在9筆となっている田に市道改良工事に伴う残土を利用し、盛土により耕作条件の改善を図り、改善後は、4筆の田にする旨の1案件、

番号3番は、金成地区の田2筆 2,620㎡、

番号4番は、金成地区の田4筆 1,991㎡、

番号5番は、金成地区の田1筆 1,023㎡、畑2筆 1,841㎡の内1,621㎡、合計 2,864㎡の内2,644㎡、いずれも、道路や水路から低くなっていることから、市道改良工事に伴う残土を利用し、盛土による耕作条件の改善を図り、改善後は牧草を作付けする旨の3案件

以上、4案件を説明。

議長

次に、去る12月20日、議席番号11番 鈴木 春江 委員、農地利用最適化推進委員の 千葉 和恵 委員及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 鈴木 春江 委員から報告願います。

11番 鈴木 春江 委員

報告第1号 農地の現状変更届の番号2番から5番までについて、去る12月20日に書類審査及び現地確認を行ってきましたので報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、番号2番は、段差のある9枚の田んぼを4枚の田んぼに整地するもの、その他についても、現在転作田となっている田んぼを盛土により整地し、耕作条件の改善を図り牧草を作付けするものであり、周辺農地

に与える影響もないものと見てまいりました。以上であります。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。

第1区の番号1番から9番までの9案件、第2区の番号10番から19番までの10案件、第3区の番号20番から26番までの7案件、併せて26案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田9筆 10, 939㎡、
番号2番は、築館地区の田4筆 4, 029㎡、
番号3番は、築館地区の田1筆 4, 939㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の3案件、
番号4番は、築館地区の田4筆 8, 439㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号5番は、一迫地区の田2筆 2, 494㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
番号6番は、一迫地区の田4筆 6, 440㎡、売買のためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号7番は、瀬峰地区の田9筆 14, 276㎡、
番号8番は、瀬峰地区の田3筆 4, 638㎡、
番号9番は、瀬峰地区の田2筆 2, 314㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の3案件、
第2区の番号10番は、若柳地区の田5筆 1, 826㎡、畑1筆 682㎡、合計2, 508㎡、売買のためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
番号11番は、若柳地区の田3筆 13, 022㎡、新たに賃貸借権設定を行うためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
番号12番は、若柳地区の田3筆 5, 438㎡、贈与を行うためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、
番号13番は、若柳地区の田8筆 12, 457㎡、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、
番号14番及び15番は関連で、若柳地区の田9筆 20, 893㎡、双方合意による

農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号16番は、金成地区の田3筆 5, 369㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号17番は、金成地区の田2筆 2, 025㎡、

番号18番は、金成地区の田5筆 5, 147㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号19番は、志波姫地区の田1筆 296㎡、売買を行うためによる農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

第3区の番号20番は、栗駒地区の田5筆 7, 616㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号21番は、鶯沢地区の田1筆 1, 323㎡、双方合意による農地法第3条の賃貸借権設定解約の1案件、

番号22番は、鶯沢地区の田4筆 6, 175㎡、

番号23番は、鶯沢地区の田3筆 7, 003㎡、いずれも、双方合意による基盤法の賃貸借権設定解約の2案件、

番号24番及び25番は関連で、鶯沢地区の田11筆 9, 234㎡、双方合意による農地中間管理事業の賃貸借権設定解約の2案件、

番号26番は、花山地区の田31筆 25, 227㎡、売買を行うためによる基盤法の賃貸借権設定解約の1案件、

以上、26案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、を報告します。

第1区の番号1番の1案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、瀬峰地区の田1筆 985㎡、双方合意による農地法第3条の使用貸借権設定解約の1案件を説明報告。

議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から16番までの16案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田1筆 587㎡、耕作利便を図るためによる所有権移転売買の1案件、

番号2番は、築館地区の田1筆 1,521㎡、

番号3番は、築館地区の畑1筆 392㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号4番は、築館地区の田1筆 34㎡、耕作の利便を図るためによる所有権移転贈与の1案件、

番号5番は、築館地区の田1筆 7,851㎡、

番号6番は、築館地区の田1筆 2,745㎡、

番号7番は、築館地区の田7筆 6,551㎡、畑1筆 2,059㎡、合計 8,610㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の3案件、

番号8番は、高清水地区の田2筆 3,524㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号9番は、高清水地区の田1筆 1,665㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号10番は、一迫地区の田3筆 4,835㎡、

番号11番は、一迫地区の田1筆 852㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号12番は、瀬峰地区の田1筆 890㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号13番は、瀬峰地区の田2筆 2,031㎡、市外取得者の案件で、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号14番は、瀬峰地区の田19筆 64,140㎡、畑1筆 1,062㎡、合計 65,202㎡、農業後継者へ経営継承するためによる所有権移転贈与の1案件、

番号15番は、瀬峰地区の田3筆 4,638㎡、

番号16番は、瀬峰地区の田2筆 2,314㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

以上、16案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、大澤 洋介 推進委員から報告願います。

大澤 洋介 推進委員

議案第1号、農地法第3条許可申請の番号1番から16番までの16案件について、報告いたします。

詳細については、事務局から説明があったとおりあり、所有権移転売買や贈与、賃貸借権設定が主な内容であります。また、市外者取得案件については、小山田川沿岸土地改良区域内の農地となっており、譲受人も土地改良区の組合員になっておりますことから、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号17番から39番までの23案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号17番は、若柳地区の田1筆 103㎡、

番号18番は、若柳地区の田2筆 1, 325㎡、いずれも、相手方の要望による、所有権移転売買の2案件、

番号19番は、若柳地区の田1筆 1, 303㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号20番は、若柳地区の畑1筆 79㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号21番は、若柳地区の田3筆 5, 438㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号22番は、若柳地区の田1筆 62㎡、経営の合理化による所有権移転贈与の1案件、

番号23番は、若柳地区の田8筆 13, 612㎡、経営の合理化による賃貸借権設定の1案件、

番号24番は、若柳地区の田3筆 13, 022㎡、経営規模拡大による賃貸借権設定の1案件、

番号25番は、若柳地区の田1筆 2, 649㎡、

番号26番は、若柳地区の田3筆 6, 411㎡、

番号27番は、若柳地区の田1筆 2, 967㎡、

番号28番は、若柳地区の田1筆 936㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の4案件、

番号29番は、若柳地区の田4筆 7, 362㎡、畑1筆 151㎡、合計 7, 513㎡、農業者年金継続受給の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

番号30番は、金成地区の田10筆 5, 999㎡、

番号31番は、金成地区の田1筆 597㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号32番は、金成地区の畑1筆 272㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号33番は、総会審議前に本人から取り下げ申請があったことから、取り下げする旨の1案件、

番号34番は、金成地区の田4筆 8, 234㎡、畑4筆 703㎡、合計 8, 937㎡、農業後継者への経営継承による所有権移転贈与の1案件、

番号35番は、金成地区の田1筆 126㎡、経営の合理化による所有権移転贈与の1案件、

番号36番は、志波姫地区の田1筆 485㎡、

番号37番は、志波姫地区の田1筆 296㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の2案件、

番号38番は、志波姫地区の田4筆 5, 281㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号39番は、志波姫地区の田30筆 70, 052㎡、農業者年金需給の経営継承による使用貸借権設定の1案件、

以上、取り下げを除く22案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 鈴木 春江 委員から報告願います。

11番 鈴木 春江 委員

議案第1号 農地法第3条許可申請について、去る12月20日に書類審査による調

査を行いましたので、報告いたします。

番号17番から39番までの詳細については、事務局から説明があったとおりであり、労力不足による所有権移転売買や賃貸借権設定、農業後継者への所有権移転贈与や使用貸借権設定となっており、許可にあたっては、特に問題はないものと判断しました。

ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号40番から49番までの10案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号40番は、栗駒地区の田1筆 731㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号41番は、栗駒地区の田5筆 3,041㎡、経営規模拡大による所有権移転売買の1案件、

番号42番は、栗駒地区の田22筆 39,011㎡、畑3筆 3,223㎡、合計42,234㎡、農業後継者へ経営継承するためによる所有権移転贈与の1案件、

番号43番は、栗駒地区の畑1筆 123㎡、

番号44番は、栗駒地区の田1筆 133㎡、いずれも、経営規模拡大による所有権移転贈与の2案件、

番号45番は、栗駒地区の田1筆 933㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号46番は、栗駒地区の田11筆 18,063㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号47番は、栗駒地区の田2筆 122.76㎡、電線管を地中に埋設するためによる区分地上権設定の1案件、

番号48番は、花山地区の田12筆 7,518㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号49番は、花山地区の田9筆 9,349㎡、畑1筆 187㎡、合計 9,53

6㎡、農業経営を開始するためによる所有権移転売買の1案件、
以上、10案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る12月20日、議席番号10番 千葉 優子 委員、農地利用最適化推進委員の 佐藤 東一 委員及び 佐藤 憲一 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

農地法第3条許可申請について、12月20日に栗駒総合支所で書類審査及び番号47番の地上権設定については、現地確認を行ってまいりました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであり、いずれの案件においても、許可にあたっては、特に問題はないものと判断してまいりましたので、報告します。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から32番までの32案件、番号34番から49番までの16案件、併せて48案件は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から32番までの32案件、番号34番から39番までの16案件、併せて48案件は、原案のとおり、許可することに決定いたしました。

議長

日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題とします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、議案第3号 農地法第5条許可申請の番号4番と関連がある同一事業の案件で、築館地区の田1筆 1, 881㎡を業務用地として転用し、宅地造成される隣地に貸駐車場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 耕太郎 推進委員から報告願います。

佐々木 耕太郎 推進委員

議案第2号 農地法第4条許可申請の番号1番について、去る12月19日に現地を見てまいりました。

詳細については事務局から説明があったとおりであり、現地を見ますと、もう既に一部が盛土されておりましたが、周辺は住宅や事務所が建ち並んでいる第1種住居区域でありますので、許可にあたっては、転用基準に照らし合わせても致し方ないものと見てまいりました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、意見を附して、宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題とします。

初めに、第1区の番号1番から4番までの4案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑2筆 233.40㎡を所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、駐車場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号2番及び番号3番は同一事業案件で、

番号2番は、築館地区の田1筆 3,019㎡、

番号3番は、築館地区の田2筆 572㎡、いずれも、所有権移転売買により譲り受け住宅用地として転用し、住宅用地を造成して販売するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する案件であるが面積が3,000㎡を越えることから、県の常設審議会にて意見を聴取する旨の1案件、

番号4番は、議案第2号 農地法第4条許可申請の番号1番と関連のある案件で、築館地区の田1筆 34㎡を所有権移転贈与により譲り受け、業務用地として転用し、宅地造成される隣地に貸駐車場を造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号8番 大場 裕之 委員から報告願います。

8番 大場 裕之 委員

議案3号 農地法第5条許可申請について、去る12月19日に現地調査を行ってまい

りました。

詳細については、事務局から説明があったとおりであります。

番号4番は、先に審議した第4条許可申請で説明したとおり、市街化区域の住宅密集地に、番号2番・3番に関連した駐車場を造成するものと捉えており、特に問題はないものと、

番号2番・3番は、3,000㎡を越える案件ではありますが、これも、市街化区域の住宅密集地に宅地を造成するということではありますが、規則でも認められているものでもありますし、また、計画図面でもわかるように、土砂の流失等もないような計画となっておりますことから、致し方ないものと、

番号1番も、市街化区域の住宅密集地にある畑ではありますが、周辺も宅地化が進み畑作の態をなしていない状況でありましたので、特に問題はないものと見てまいりました。

以上、委員皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番及び6番の2案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の畑1筆 289㎡、所有権移転売買により譲り受け、住宅用地として転用し、住宅及び駐車場を建築造成するものであり、農地区分は、都市計画区域内の第1種居住用地に指定されていることから、第3種農地に該当する旨の1案件、

番号6番は、志波姫地区の畑1筆 396㎡、所有権移転売買により譲り受け、業務用地として転用し、太陽光発電施設を設置して売電収入を得るものであり、農地区分は、水管、下水管が埋設されている道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に公共・公益的施設が存することから、第3種農地に該当する旨の1案件、

以上、2案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、千葉 和恵 推進委員から報告願います。

千葉 和恵 推進委員

農地法第5条申請について、去る12月20日に現地を確認してまいりました。
番号5番は、住宅地の中にある畑であり、現地を見ますと、一部にブルーベリーが作付けされておりましたが、その他は荒れている状況でありましたので、特に問題はないものと見てきました。
番号6番も、市営住宅やアパートが建ち並ぶ地域で、何も作付けされていない畑でありました。申請地周辺の隣接者からも同意も得ているという案件でありますので、特に問題ないものと判断してきました。
以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。
よって、日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から6番までの6案件は、原案を可とすることに決しました。
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

ここで、午後 2時40分まで休憩とします。
(休憩 午後 2時30分から2時40分まで)

議長

それでは、休憩をとり、会議を再開します。(午後 2時40分)

日程第10、議案第4号、農用地利用集積計画について、を議題とします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、先に審議を行います。

初めに、第1区の番号4番の1案件を審議します。

議席番号13番 及川 正一 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時41分) (13番 及川 正一 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時41分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号4番は、高清水地区の田1筆 250㎡、所有権移転売買である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号4番の1案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号4番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号13番 及川 正一 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時43分)

議長

会議を再開します。(午後 2時43分)

次に、第2区の番号18番から20番までの3案件、第3区の番号25番の1案件、併せて4案件を審議します。

議席番号19番 佐藤 勝 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

議長

暫時休憩します。(午後 2時44分) (19番 佐藤 勝 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後 2時44分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号18番は、金成地区の田10筆 10,981㎡、
番号19番は、金成地区の田7筆 3,311㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号20番は、金成地区の田15筆 13,275㎡、新規及び更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

第3区の番号25番は、栗駒地区の田12筆 13,194㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号18番から20番までの3案件、番号25番の1案件、併せて4案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号18番から20番までの3案件、番号25番の1案件、併せて4案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知します。

議長

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限を解き、議席番号19番 佐藤 勝 委員の入場を許可します。

議長

暫時休憩します。(午後 2時46分)

議長

会議を再開します。(午後 2時46分)

次に、第1区の番号1番から3番までの3案件、番号5番から9番までの5案件、併せて8案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田2筆 3, 907㎡、
番号2番は、築館地区の畑1筆 473㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件、
番号3番は、高清水地区の田4筆 7, 711㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号5番は、一迫地区の田1筆 1, 605㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号6番は、一迫地区の田16筆 15, 351㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1

案件、

番号7番は、一迫地区の田5筆 3, 583㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号8番は、一迫地区の田13筆 31, 831㎡、新規の農地中間管理事業による賃貸借権設定である旨の1案件、

番号9番は、瀬峰地区の田4筆 13, 613㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、8案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番から17番までの8案件、番号21番から24番までの4案件、併せて12案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号10番は、若柳地区の田1筆 2, 023㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号11番は、若柳地区の田6筆 6, 052㎡、

番号12番は、若柳地区の田14筆 10, 998㎡、

番号13番は、若柳地区の田1筆 839㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号14番は、金成地区の田3筆 2, 105㎡、

番号15番は、金成地区の田23筆 21, 196㎡、

番号16番は、金成地区の田6筆 5, 065㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、

番号17番は、金成地区の田7筆 12, 502㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号21番は、金成地区の田2筆 3, 738㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号22番は、志波姫地区の田1筆 1, 779㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号23番は、志波姫地区の田2筆 3, 197㎡、
番号24番は、志波姫地区の田2筆 5, 757㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、
以上、12案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
次に、第3区の番号26番から31番までの6案件を審議します。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号26番は、鶯沢地区の田3筆 6, 501㎡、
番号27番は、鶯沢地区の田9筆 8, 877㎡、
番号28番は、鶯沢地区の田31筆 27, 280㎡、
番号29番は、鶯沢地区の田4筆 6, 175㎡、
番号30番は、鶯沢地区の田3筆 7, 003㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、
番号31番は、花山地区の田8筆 6, 995㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
以上、6案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。
それでは、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から3番までの3案件、番号5番から17番までの13案件、番号21番から24番までの4案件、番号26番から31番までの6案件、併せて26案件は、原案を可とすることにご異議ございませんか。

んか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から3番までの3案件、番号5番から17番までの13案件、番号21番から24番までの4案件、番号26番から31番までの6案件、併せて26案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長（会長）

日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

第1区の番号1番の1案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、議案第4号 農用地利用集積計画についての番号8番関連案件で、一迫地区の田13筆 31, 381㎡、新規の農地中間管理事業による賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長（会長）

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長（会長）

質疑なしと認めます。

それでは、議案第5号、農用地利用配分計画についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第11、議案第5号 農用地利用配分計画についての、番号1番の1案件は、原案を可とすることに決しました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第6号 非農地証明願について、を議題とします。

初めに、第2区の番号1番及び2番の2案件を審議します。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号1番は、若柳地区の畑1筆 128㎡、願出地は、先代が居宅を建てた昭和52年ごろから庭木が植えてあり、宅地の一部として使用し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件、

番号2番は、志波姫地区の田1筆 328㎡、願出地は、昭和60年ごろから湿地で農機具も入れなく耕作できずにいたところ、原野化してしまい、現在に至っているものであり、原野への地目変更を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第4号 非農地証明願について、去る12月20日に現地を確認してきましたので、報告します。

番号1番は、所有者が県外に住んでいることから、屋敷も廃屋化されておりました。願出地は、宅地続きの一角の土地となっており、形状から耕作困難な土地となっており、屋敷同様に荒廃化されておりました。

番号2番は、隣接する山林・原野と一体化されており、農地への乗入れ口も見受けられず、耕作できる状況ではありませんでした。

以上のことから、番号1番及び2番は、農地法の適用を受けない農地としてみてまいりましたので、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号3番の1案件を審議します。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号3番は、栗駒地区の田2筆 247㎡、願出地は、昭和47年に先代の父が居宅を建築した以降、宅地敷きとして利用し、現在に至っているものであり、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号10番 千葉 優子 委員から報告願います。

10番 千葉 優子 委員

非農地証明願の番号3番について、去る12月20日に現地を確認してきました。

詳細については事務局から説明があったとおりではありますが、現況を見ますと、古い居宅が建っており、廻りもスーパーや住宅が建ち並ぶ住宅街でありました。また、既存建物の改修工事に着手しているようでもありました。

以上のことから、許可にあたっては、特に問題はないものと見てまいりましたので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」—

議長

質疑なしと認めます。

それでは、議案第6号、非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、日程第12、議案第6号 非農地証明願についての、番号1番から3番までの3案件は、原案のとおり、承認することに決しました。

議長（会長）

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和元年 第12回 栗原市農業委員会 総会を閉会いたします。
ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時10分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員